

精華町教育委員会議事録

平成31年（第4回）

1 開 会 平成31年4月22日(月) 午後3時30分
閉 会 平成31年4月22日(月) 午後5時00分

2 出席委員 川村教育長 松本委員 新司委員 岡島委員
松下委員

3 欠席委員 なし

4 出席事務局職員

岩崎教育部長	林田総括指導主事
松井学校教育課長	石崎生涯学習課長
上原学校教育課係長	

5 傍聴者 なし

6 議事の概要

(1) 開会

教育長から第4回教育委員会の開会を宣言。

(2) 前回議事録について

教育部長から平成31年第3回教育委員会の議事録について説明。

【採 決】

・全員承認

(3) 教育長報告事項

4月19日に年度当初の市町(組合)教育委員会教育長会議が開催され、京都府の橋本教育長から京都府教育委員会としての重点事項の説明があった。その中から3点について報告申し上げる。1点目は、府教委としては、今年度のポイントとして幼児教育の充実に取り組むとのことであり、保幼小、さらには中学校も含めた連携の強化の中で進めて行くとのことである。就学前の教育は非常に重要であり、非認知スキルの育成など、この時期に

育てる必要がある能力をしっかりと育てていきたい。そこで、幼児教育室を府教委の学校教育課内に新設し、幼児教育アドバイザーを配置した。将来、幼児教育センターの設立の構想なども検討しているとのことである。本町では、先進的に保幼小連携の取組を進めており、高い評価を得ているところであるが、府教委の施策も踏まえた中で更なる充実を図っていく必要がある。2点目は、新学習指導要領について。まず、プログラミング教育について、橋本教育長は非常に重要であると認識されており、府教委に専任の指導主事を配置し、授業モデルの作成に取り組んでいる。ただ、働き方改革が進められている中で、教員の過度の負担にならないよう配慮したいとのことである。関連して、ICT環境の整備促進については、京都府の市町村長会議において、首長各位に財政措置をお願いするとのことであった。府立学校では、大型提示装置、つまりは電子黒板などの整備を予算化し、4年間で全普通教室への整備を決定しており、市町村においても予算措置に取り組むよう依頼されていた。次に、小学校高学年の外国語教育の70時間への拡充について、本町では移行措置期間の中で先行実施しているが、この点についてももしっかり取り組んで欲しいとのことであった。3点目として、働き方改革について。これまでの延長線上ではなく、思い切った意識改革が必要であるとの考えであり、PTAや地域に対し積極的に、教職員の働き方がこう変わるということで発信し、理解を求めていく必要があるとのことである。また、中学校の部活動のあり方については、さらに見直していく必要があるとの発言があった。

次に、4月12日には、精華町の校長会、17日には教頭会を開催し、年度当初の指示事項として5点の内容を伝えた。1点目は、学力の充実・向上について。まず、全国学力・学習状況調査や京都府の学力診断テストについて、自校の児童生徒について、正答率の階層別の時系列分析を行うよう指示するとともに、それに基づく目標設定をするように申し伝えた。2点目としては、子どもたちの安全・安心について。府教委からも4月1日付で「学校安全の充実及び徹底について」の通知があり、学校に当該通知を配布し、記載項目について十分に確認するよう指示をした。また、アレルギー事故について、府教委からの学校等における食物アレルギーの手引を踏まえて、現状の対策を再確認するよう指示をした。また、校長会においては、各学校のアレルギー対策についての情報交換も行った。3点目

として、ICT環境の整備について、新学習指導要領の実施に伴ってプログラミング教育が実施されることや小学校での外国語指導における利用も想定し、ICT機器の積極活用の重要性について私の考えを述べたところである。今後の社会や産業の変化を見通して、ICT活用は、教育方法、授業改善の中心課題として捉えるべきであり、今年度から教務主任がICT教育推進委員を兼ねる形としており、ICT活用を学校体制の中で推進するように指示した。本町では、今年度、中学校のコンピュータを3校同時更新するなど、予算を重点配分していただいているが、松下委員からの意見や文部科学省の方針にも照らすと、大型提示装置等の整備については遅れていると認識しており、来年度以降に向けて整備方針を検討していきたいと考えている。4点目としては、学校と教育部との情報共有について。問題事象が発生した場合の対応については、子どもの生命や身体、安全・安心への影響、社会的な関心事であるかどうかなどの点を踏まえて、事象の重大性の判断が非常に重要である。これは対外的な対応を考える上でも、重要であり、学校に対しては第一報の迅速な報告、続いての文書報告を漏れなく行うよう、改めて指示したところである。5点目として、教職員の勤務時間の管理について。勤務時間の上限に関する文部科学省の通知などについて説明し、学校における勤務時間管理の徹底について指示した。

最後に、教職員の働き方改革を巡る国や府の動きについて報告させていただく。「公立学校教員勤務実態調査」等の結果についてという資料があり、これは、昨年10月に府内公立学校の校長及び教員の約1割、1,100人を実無作為抽出し、土日を含む連続7日間の業務記録の調査とアンケートを実施したものである。調査結果としては、前年と比較して教員の時間外勤務はわずかに減少している。1週間の総勤務時間について、平成29年は60時間16分であり、平成30年は60時間1分と15分減少している。また、7割を超える教員が午後8時までに退勤している。次に、全ての学校が1項目以上の業務改善の取り組みを実施しており、改善内容としては、小学校で事務を削減し、その分学校経営や授業に割いた時間が増えており、中学校ではその他の校務を削減し、その分を学校経営に使ったとの結果が出ている。土日等の部活動指導回数については、中学校では平成29年で3.2回、平成30年で2.9回と0.3回減少した。また、アンケート結果として、教員の多忙感、負担感を感じる割合については残念ながら1.3%増加、自己啓発

等のための時間は14%増加、自己の指導力量が高まっていると実感する割合は1.21倍に増加、児童生徒の指導が充実していると感じる割合も1.1倍に増加している。ただし、時間外そのものは平均15分減少しただけであり、多忙感や負担感も増加していることは認識する必要がある。その中で、教員の注力する内容が、子どもに向かっているということが調査結果から読み取ることができ、その点では、内容的には良い方を向いていると思われる。今後も府教委で追跡調査を継続して欲しいと考えている。

勤務実態については以上であるが、文部科学省から、公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドラインが平成31年1月25日付で出ている。教員の場合、超勤4項目以外の時間外勤務は命じられないことになっている。超勤4項目とは、生徒の実習、修学旅行などの行事、職員会議、非常災害時の対応などになるが、それ以外については自主的に行っているものという法律上の構成になっている。このような状況の中で、働き方改革関連法が今年の4月から順次施行されることとなり、一般の労働者に関しては、時間外労働の上限として月45時間、年360時間が労基法で規定された。しかし、当該規定は、教育公務員には直接適用されないことから、別途ガイドラインが出されたものである。このガイドライン対象者としては、教職調整額の支払いの対象となっている教員となる。また、勤務時間の考え方としては、在校時間、つまりは教師が校内に在校している時間となっている。具体的な上限としては、月45時間、年360時間を超えないこととされているが、特例として、臨時的、特別な事情がある場合は年間720時間とされている。ただし、特例的な場合でも、45時間を超える月が年間で6回まで、月当たりについても100時間未満、連続する月で平均80時間を超えないことと規定されている。これらの実効性の担保として、服務監督権者である教育委員会はガイドラインを参考にして、所管内の公立学校の教師の勤務時間の上限に関する方針等を策定することとなっている。府教委においても、府立学校に関して方針等を策定する必要があるが、現状としては平均で60時間であり、上限を大きく超えている。ガイドラインにある月45時間をそのまま方針とすると、はじめから無理であるという感じに陥ってしまうことから、府教委としては、段階的に進めていくような方針を考えている。市町村に対しては、具体的な時間数の提示はないが、府教委の府立学校に対する方針や近隣市町村の動向も見ながら検討するとともに、本町

の教育委員会においても議論していきたいと考えている。

(4) 議決事項

議案第7号 精華町教育委員会基本規則一部改正について

教育部長 【提案説明】

改正内容としては、本町の機構整備により町内各公共公用施設等の建築保全及び営繕業務が事業部監理課営繕室に集約されることとなり、教育部学校教育課においては学校施設の整備及び営繕業務が管理及び軽微な修繕業務に変更となるため、改正を行うものである。今後、新築及び大規模改修等については、事業部監理課営繕室において担当することとなる。

松本委員 これまで教育委員会事務局においては、学校施設の修繕等を直接行ってきており、その良い面として、学校や児童生徒の思いを十分に受け止めた上で取り組んでいただいていた。例えば、小学校のトイレの改善では、予算的に難しいとの話があったが、部長をはじめ管理職の方にも足を運んでいただき、実際に見た中で、解決していただいたこともある。それが、大規模修繕等が町長部局の監理課営繕室に移管されるとなると、学校や児童生徒の思いが十分伝わるのだろうかという危惧がある。機構整備については理解するが、そのような部分について、今後も十分配慮していただけるような体制としていただきたい。

もう1点、トイレに関して、平成29年頃にもトイレの洋式化の話題があったと思う。私が教育現場にいた約30年前のことであるが、子どもが骨折したということで保護者の方から連絡があり、松葉杖をついて学校に行くことになるが、洋式トイレはあるのかという問い合わせであった。その当時の学校では、洋式トイレが1箇所あり、それを伝えると保護者の方は非常に安心されたことを覚えている。川西小学校や精華中学校など、最近改築された学校では洋式トイレも配置されていると思うが、古い校舎では和式のトイレが多いと思う。怪我をした場合や現在の家庭の状況から考えると、洋式トイレは必要だと思うが、

現状の洋式トイレの配置状況と今後の改善の方向性などがあれば教えていただきたい。

教育部長　　まず1点目の機構整備について、学校教育課には従前どおり施設係が係として残ることになる。学校からの修繕等に関する要望については、これまでと同様に学校教育課施設係で一旦受け、担当者が現地を確認した上で、対応できるのであれば、そのまま修繕に関する事務を行う。ただし、大規模なものや専門的な知識等が必要になる場合については、営繕室にも同行を依頼し、処理の方向性について協議・検討を行うというものである。また、学校施設に関する予算自体は学校教育課が管理していることから、営繕室に任せてしまうのではなく、担当者としても十分に内容を把握した上で、協力しながら取り組んでいきたいと考えており、学校や児童生徒の思いについてもこれまで通りしっかりと受け止めさせていただきたい。

2点目のトイレについて、これまでも申し上げてきたとおり、改築をした新しい校舎については対応してきている。それ以外の古い校舎についても、例えば、体育館の改修に合わせてトイレについても改修するなど、多目的の洋式トイレを整備する形で取り組みを進めてきており、洋式トイレの数は少ないが、全く設置されていないということはない。ただし、全ての学校を全面的に整備するとなると、予算的に難しい状況がある。平成31年度予算において、学校施設の長寿命化計画策定を予定しており、学校全体としての教育環境設備整備について調査・検討を行い、その中においてトイレの様式化にどのように取り組んでいくのかということについても検討する予定である。トイレの問題も含め、学校の実態を十分に勘案しながら、改修の優先順位などについても検討し、長寿命化計画を策定していきたいと考えている。

(採決　－　全員挙手により原案どおり決定)

(5) 事務局からの諸報告

総括指導主事 1 生徒指導報告について

(1) 小学校

3月の問題事象はなし。不登校については11名で、先月より2名減。

(2) 中学校

3月の問題事象は2件。不登校については25名で、先月より1名増となっている。

(3) 年間の問題事象報告等について

平成30年度1年間の問題事象について、小学校では9件、昨年度からは2件の減。中学校では44件、昨年度からは15件の増となっており、同一人物による喫煙が複数件カウントされていることが増加要因の1つとなっている。

不登校については、年間30日以上欠席を計上しており、小学校では12名で、昨年度から3名の減で、高学年になるにつれて増加の傾向がある。中学校では26名で、昨年度より3名の増である。学校と連携をとりながら丁寧に対応していきたいと考えている。

総括指導主事 2 いじめ調査集計について

A B C Dの4つの段階があり、Aは要指導件数で、行為がまだ続いている状態。Bは要支援件数で、行為は止んでいるが心理的に嫌な思いをしている状態。Cは見守り件数で、行為が止んでおり、心理的に嫌な思いも解消されているが、その状態が3ヶ月未満の状態。Dは解消件数で、Cの状態から3ヶ月が経過して解消となる。

(1) 小学校

認知件数は719件あり、Aの段階が7件、Bの段階が28件、Cの段階が46件、完全に解消されたDの段階が638件、解消率が89%。

(2) 中学校

認知件数は41件あり、Aの段階が2件、Bの段階は0件、Cの段階が1件、完全に解消されたDの段階は38件、解消率

が93%。

いじめの状況については、今後も注意深く見守っていきたい。

総括指導主事 3 中学校卒業生進路状況について

平成30年度の卒業生数393名のうち、全日制の高校に359名、定時制に4名、通信制に14名、高等専門学校に4名、特別支援学校の高等部に4名、各種学校2名、就職2名、フリースクール4名。全日制高校の進学の内訳としては、公立が243名、私立が113名、他に国立が3名となっている。

総括指導主事 4 教育支援室の相談内容について

平成30年度の年間の相談状況としては、月平均で28件、前年度と比べてほぼ同数である。相談内容としては、学校からの相談が最も多く、支援を要する子どもに関する対応、不登校生徒の対応などがあった。保護者からも子どもへの支援に関する相談など、内容は多岐に渡っている。

総括指導主事 5 全国学力・学習状況調査について

4月11日に全国学力・学習状況調査を実施した。結果等が出た段階で報告させていただく。

学校教育課長 1 精華町まちづくり基本構想の策定について

これまでも2回、当該構想策定の経過報告をさせていただいたが、3月末に構想の策定が完了した。この間、有識者等による懇話会を開催し、当該構想について議論していただき、その結果をとりまとめた提言書を作成していただいた。3月25日には、懇話会座長である京都府立大の宗田副学長から教育長に対して提言書の提出があり、その内容を踏まえて基本構想を策定したところである。

今回の構想策定の目的としては、本町教育行政の最大の課題である中学校給食の導入、打越台グラウンドと返還が予定されている打越台環境センターの跡地の一体的な活用、この2点の

解決を図ることである。また、一方で、近年多発する大規模自然災害に対して、避難者想定に対する炊き出し機能の不足、受援機能の確保という防災上の課題解決を図ることについても目的としている。これらの課題解決に向けて、防衛省の補助金を活用し、構想を策定する中で取り組みを進めていく。

構想においては、限りある資源を有効活用するため、平常時の機能と災害時の機能を複合的に有する施設を整備することとして、2施設の整備方針を定めた。1つは、災害時の炊き出し機能を確保するとともに、その施設を平常時には中学校給食センターとして活用する防災食育センターの整備。もう1つは、災害時には消防隊や自衛隊など災害支援隊の活動拠点、支援物資の集積・配送拠点としての防災受援施設、平常時には従前のグラウンド機能を含めた多目的な生涯学習施設について、打越台グラウンドと打越台環境センターの跡地を一体的に活用して整備することとしている。

今年度には、これら2施設の整備について具体化する基本計画を策定予定であり、また教育委員会においても報告させていただく。

生涯学習課長 1 平成31年度 主な行事予定について

平成31年度から新たに取る行事はない。6月3日から取り組む精華町の拡大あいさつ運動、7月開催の子ども議会、11月開催の精華町こども祭り、それから、来年2月中旬開催予定の「少年の主張」大会などがある。

生涯学習課長 2 公共施設の使用料の改定について

2月の教育委員会において報告させていただいた生涯学習課が所管する公共施設の使用料の改定について、精華町議会定例会3月会議に提案させていただき、3月28日の議会最終日に議決いただいたところである。

当初については、資本費等の算入も検討していたが、町内の公共施設全体として、消費税10%の増額分を10月1日以降

から使用料に反映させる改定を行うこととなった。また、町外の利用者については使用料が2倍であったが、この内容については廃止、施設を全日利用した場合には使用料を80%に減額していた施設もあったが、この内容についても廃止となった。

今後、条例に付随する規則3件について規則改正を行う予定であり、教育委員会に対して議案提案させていただきたいと考えている。

【委員の意見等】

松下委員 いじめ調査集計について、平成29年度と平成30年度の数値が記載されているが、中学校では解消率93%で、同率で推移しているが、小学校では解消率が98%から89%と、9%下がっており、気になるところである。何か理由が分かれば教えていただきたい。

総括指導主事 いじめ調査においては、報告しやすい環境を第一に考えており、些細な案件についても自由に出すよう指導している。解消率は若干低下しているが、内容が深刻であったり、数値ほど解消率が低下していたりということはないと考えている。また、事案の解消に向けては、これまで通り、担任はもちろん学年、学校として解消に向けて取り組んでいるところである。

松下委員 前年と比較してみると、小学校1年生は入学して最初であることから、年によってバラつきがあることは理解できるが、2年生以降についても5年生以外は、全て解消率が低下している。この点については、しっかりと原因を掴んでおかないと、気がついた時には重大な問題が発生している可能性もある。学校へのヒアリングなども含めてもう一度分析をお願いしたい。

川村教育長 この点については、松下委員の指摘の通り、5年生を除く全学年で低下しており、もう一度原因について分析を行い、次の教育委員会で報告させていただきたい。

松下委員 中学校卒業後の進路状況について、平成31年3月に卒業した精華町の中学生の状況について報告いただいたが、京都府のデータについてはまだ出ていないのか。また、昨年、一昨年と

比べてどうなのか。データがあれば教えていただきたい。また、全日制の公立と私立の進学率について、例年と同程度であるのかについても教えていただきたい。

総括指導主事 京都府のデータについては、まだ発表されていない。経年比較について、通信制を含む進学率全体としては、今年の3月が98.0%に対して、昨年が99.5%、一昨年は98.6%。通信制を除くと、今年が94.4%、昨年が97.4%、一昨年は96.8%。全日制の公立と私立の割合については、今年の公立が61.8%、私立が28.8%に対して、昨年の公立が59.8%、私立が31.5%。一昨年は公立が62.5%、私立が28.6%となっている。

川村教育長 府教委の話として、公立離れが少し進んできているということがある、特に専門学科が厳しくなっているようである。この間、木津高校の専門学科が全国のプロジェクで優勝しており、そのようなすばらしい教育をしているが、なかなか定員が充足しないという状況がある。

松下委員 木津高校のシステム園芸と情報企画は、すばらしい取組をしている。公立離れが進んでいる要因としては、何か理由があるのだろうか。

川村教育長 京都府では、私学への進学に対してあんしん修学制度があり、支援が充実しており、家計的な事を原因として私立に進学できないということがなく、当該制度が制定されてから公立高校への進学率が低下傾向にあることは事実である。

松下委員 公立では、最近、高校の附属中学校が開校されているところがあり、中高一貫校になることにより進学面で実績を出すことができれば、公立離れに歯止めをかけることができるのではと期待している。

それから、今年度の町民体育大会について、開催するかどうかも含めて検討しているような話を聞いたことがあり、私の地域の自治会でも予算をどう組むかでかなり迷ったところである。内容見直し可能性ありとの記載があるということは、今年度については実施するが、内容を見直すということで良いのか。また、日程も含めてどのような検討経過となっているのか教えて

いただきたい。特に日程については、例年と同じで9月頃に開催されると考えている自治会が多いのではないか。この時期には各自治会で秋祭りなどを実施されており、日程調整が難しいと思われる。

生涯学習課長 町民体育大会については、これまで体育協会と教育委員会の共催という形で、各地域の対抗形式により開催してきたが、年々、地区としての参加数が減少してきており、最近では参加する地区の数が全体の半数ぐらまで減ってきている。このような状況の中で、内容の見直しが必要ではないかという意見を議会等でもいただいた。今回、体育協会から、もう少し多くの方々が広く気軽に参加できるような大会にできないかということで、スポーツも含めた健康フェスティバルのようなイベントにしてはどうかという提案があった。これを受けて、教育委員会としても体育協会とともに秋に向けて内容を検討していくという段階である。先日、体育協会の運営委員会の中でも議論がされており、検討案としては、むくのきセンターで開催することで雨天でも開催可能な形態にすること、ドッチビーのような気軽に参加できるものを加えること、ゲートボール大会やグラウンドゴルフ大会といったような各連盟で取り組んでいる種目を別会場で併催することなどの案があり、今後、内容の検討を進めていく。以上のように参加しやすい内容にすることで、減少傾向にある参加者数を増やすとともに、将来的には学研企業にも呼びかけることも検討していきたいと考えている。ちなみに、日程については、これまで9月の第2週の日曜日に開催してきたが、今年からは暑さの関係もあり、10月14日の体育の日の開催を予定している。

松本委員 いじめと不登校に関わって、いじめの調査集計については概要と件数について報告いただいたが、重大な事象につながるような事案の有り無しも含めて報告いただけるとありがたい。今回の件については、先ほどの質疑の中で深刻な状況はないとのことだったが、次回以降についてはその点も含めてお願いしたい。いじめ、不登校については、その状況の中にある子ども、

そしてその家族は大変な思いをしている。どちらか1つの状況だけでも大変だが、いじめを発端とした不登校となってくると、二重の苦しい思いをすることになる。いじめ、不登校の問題については、件数はもちろん、内容についても注意深く、十分に精査していただきたいと思う。

本町では、中学校だけでなく、小学校へのスクールカウンセラーの配置についても予算措置していただいております、子どもたちにとっては非常に良い支援になっていると思う。また、スクールカウンセラーの取組内容についての報告や他市町村の取組内容でも参考になるようなものがあれば話を聞かせていただきたいと思う。

松 下 委 員 今の話に関連して、府内では、市にはほぼ全てに適応指導教室が設置されている。町村では、府内で1町だけが町の独自施策として設置していると聞いた。

適応指導教室とは、不登校になった子どもたちに対して、指導等を行うための特別な教室であり、相談だけでなく教科指導等についても行い、一定の要件を満たせば、授業日数に含めることや最終的には評価を行うこともできるというものである。そこには、子どもたちが行くことのできる場所は、学校や保健室だけではなく、そういう場所も含めて家から外へ出られる場所を提供するというものである。町村での設置数が少ないということは、一般的に町では適応指導教室を開設するということは難しいのだろうか。

教 育 部 長 不登校に関する現状については、初動対応がまずは重要ということで、学校を中心に取り組んでいただいております、子どもたち、保護者の方との連絡や連携を密にしながら、まずは登校できる日、時間帯に来ていただく、場合によっては夕方に登校してもらおうなどといった対応を個別の状況に合わせて行っている。このような学校の先生方の努力により、不登校の出現率については、全国平均並みの状況に何とか抑えているのが現状である。

適応指導教室の取組については、現状としては他市の取組について研究するまでには至っておらず、実施を進めるのであれ

ば、教育支援室で検討をしていただき、学校教育課において予算措置をしていくことになると思う。

現在、本町では、スクールカウンセラー、学級支援員や介助員の配置など特別支援の関係、図書館司書の配置など、学校への人員配置については充実していると考えているが、適応指導教室については、これまで他市の事例を研究するまでには至っていない。今後、子どもたちの教育環境のさらなる向上を図っていく上では、そのような取組についても検討が必要であると思うが、現状としては以上である。

松 下 委 員 今年の2月6日の京都新聞に府教委は適応指導教室を拡充するとの記事が掲載されていた。不登校児童生徒への対応の充実ということである。不登校の子どもたちの中には、学校という場所が嫌だという場合もあり、そういう子どものためには、学校から離れた場所も必要ではないかと思うので、今後、検討していただければと思う。子どもたちが、学校だけでなく色々な機会があると感じてくれれば良いと思う。

教 育 部 長 これまで、例えば、先生と上手くいかない場合やいじめの重大事象の場合など、教育支援室を中心に教育委員会も入った中で対応し、結果として解決したり登校できたりした事例もある。ただし、今の話は、もう一步踏み込んで適応指導教室を開設することであり、他市の事例や取組の背景なども聞かせていただき、状況が整えば、総合教育会議などで町長部局にも認識をしていただく中で、予算要望などにつなげていくことができればと思う。このような状況であることから、すぐに取り組むことは難しいと思うが、ご理解いただければと思う。

新 司 委 員 昨年度の教育支援室の相談件等について、月平均で28件と、かなり多くの相談件数があると感じた。現状の人員配置で十分に対応できているのか。また、相談内容について、相談された結果、うまくいったケースだとか、もし何かそういう事例等で報告聞かせていただくことがあれば教えていただきたい。例えば別室登校で、親が相談したとき、それはどんなように対応されたのかとか、支援を要する子の参観、懇談をどうされたのか

という内容などについて教えていただきたい。

教育部長 相談件数については前年と同程度の件数で推移している。そのうち半分以上が学校からの相談となっている。大半については、深刻な事態には至らない案件であるが、中には重大事象につながる可能性のある案件もあり、警察、児童相談所、弁護士等との連携により取り組んだ事案もある。また、庁内においては、子育て支援課との連携などもあり、保健師や臨床心理士の資格を有している職員と相談や連携を十分に図りながら、子どもや保護者の個々の事情に合わせて対応している。

現在の体制としては、総括指導主事が1名、指導主事が3名、人事主事が1名の5名体制で取り組んでいる。学校、あるいは保護者の方からは一定の評価をいただいております、何とか現状の体制において相談対応ができているものと考えている。今のところは、現状の相談体制を継続していく考えである。

総括指導主事 相談の事例としては、例えば、支援を要する子の相談があった際には、教育支援委員会についての説明をさせていただき、そこから授業参観や面談につなげる調整をしている。実は本日も転入生の方から1件相談があり、面談と参観の調整をさせていただいたところであり、できる限り迅速に状況に合わせた対応を行っている。

(6) 後援関係

3月から4月に受け付けた教育委員会後援事業の報告は、総数5件、学校教育課関係が0件、生涯学習課関係が5件である。内訳は、社会教育係が4件、社会体育係が1件、図書係が0件である。

(7) 5月の行事予定

(8) 閉会

教育長が第4回教育委員会の閉会を宣言。